受付番号

留学·研究計画書

氏 名	上村 未来	留学機関名 王立プノンペン大学
留学先国名	カンボジア王国	留学期間 西暦 2009 年 2 月 ~ 2011 年 1 月

研究テーマ

カンボジアにおける「市民社会」に関する研究:国内選挙監視 NGO の発足と活動に注目して

研究テーマの説明

(テーマの学術的・社会的意義についても記載してください)

本研究の目的は、カンボジアの選挙監視 NGO が、いかにして選挙制度や選挙に関する政策に影響を与え、その目的である「自由かつ公正な選挙の実現」に向けて活動を展開させてきたのかを明らかにすることによって、選挙監視 NGO が同国の「民主化」の進展においていかなる影響を与えてきたのかを検討することである。

1970 年代後半以降、旧ソ連・東欧諸国を含む第三世界の民主化が世界的な注目を集め、その担い手として中産階層や市民社会が重要視されるようになり、民主主義が世界的な潮流になった 1990 年代以降、欧米諸国を中心とするドナーは、カンボジアを含むアジア諸国やアフリカ地域に対し、活発に民主化支援を行なってきた。

本研究が対象とするカンボジアは、国際社会の介入によって内戦が終結し、1993 年の国連カンボジア暫定統治機構 (UNTAC) による選挙と新政府の発足によって、民主体制への移行を遂げたと考えられていた。しかし、新政府設立後 後も 1980 年代を通じて一党独裁体制を敷いた人民党と国家機構は不可分に結びついており、その後の統治形態も人民党 が支配を強めていることなどから、カンボジアは民主体制へ移行していないとする研究も発表されている。そのため、本研究では、カンボジアにおける民主化を「民主化」と表記する。また、市民社会に関しては、定義も対象とする範囲も研究者によって異なるが、概ね、現代国家において国家から独立し、公共目的のために活動する自立的、自発的な社会集団 という認識がなされている。カンボジアにおいては、こうした自発的な社会集団が伝統的に備わっていたとは言い難く、国際社会からの働きかけや支援によって成立したものが多いため、本研究では「市民社会」と表記する。

民主化支援が活発になるなかで、今日の紛争終結後の国における選挙の正当性を示すには、もはや選挙監視団体の存在が不可欠となりつつある。カンボジアでも、国内選挙監視団体の COMFREL (Committee for Free and Fair Elections in Cambodia)、NICFEC (Neutral and Impartial for Free and Fair Elections in Cambodia)が存在し、特に前者は体制移行の直後から活動を開始したとされている。

申請者はこれまで、実際に COMFREL と協同して選挙監視活動に携わり、同 NGO の発足経緯に関する調査を進めてきた。今後は、それらの団体の活動の進展を政治的機会と制約に着目して検討するとともに、政府関係者や政党、メディアなど他の政治アクターから選挙や NGO との関係についての聞き取り調査を進め、多角的視点から研究を深めていきたい。

本研究は、カンボジアの選挙監視 NGO という、もはや選挙の正当性を示すのに欠かせない存在に焦点を当て、単に活動内容だけを調査するのではなく、「民主化」の過程や国際援助と現地 NGO の関連性を実証的に検討するため、同 NGO がいかにして発足したのかという点にも注目する。こうした実証的研究は、同国における「民主化」を再検証する一助となり、他の東南アジア諸国と比較して著しく研究蓄積が少ないカンボジア研究の進展に貢献すると同時に、政治体制の比較研究に関しても有益であると考える。また、本研究は欧米ドナーの支援対象である NGO がドナーからの支援をどのように受容し、適用させたのかについても検討することで、現地の視点で捉えた援助の実態という点において、国際援助という実務に対しても提言し得ると考える。

助成番号 08-019

成果報告書

記入日 2012年 3月 27日

氏 名 上村 未来

留学先国名 カンボジア王国 所属機関

Center for Advanced Study

研究テーマ:

カンボジアにおける「市民社会」に関する研究

-国内選挙監視 NGO の発足と活動に注目して-

留学期間 : 2009 年 4 月 ~ 2011 年 3 月

はじめに

本研究は当初、カンボジアの選挙監視 NGO の選挙制度や選挙に関する政策に対する影響力を分析することによって、同国の「民主化」を再検証することを目的としていた。しかしながら、選挙監視団体の発足過程の調査のため、発足の母体となった人権 NGO への調査をすすめるうちに、研究対象を同人権 NGO へ変更するに至った。その理由は次のとおりである。筆者の留学期間中、カンボジアでは土地問題・土地紛争が社会問題として度々報道されていた。この問題に対し、同人権 NGO は活発に活動を展開し、NGO の取り組みや意見が連日新聞などに掲載されている状況を見て、本研究の大本の目的である「市民社会」の政治社会に対する影響力を分析するためには、こうした団体を通した土地問題の全体的な参与観察が有用だと考えたのである。

そこで本研究は、土地紛争における人権 NGO の活動を事例として、市民社会の実態と政府に対する影響力を検討することを目的とした。ここでは、2年間の留学成果を【1. 研究成果】と【2. 留学全般に関して】と 2つに分けてご報告させていただく。

【1. 研究成果】

(1) カンボジアにおける市民社会・NGO・協会

カンボジアにおける NGO を含む市民社会を研究対象にする際、用語の説明が必須である。NGO を含む「市民社会」という用語は、「サンクム・シヴィル」というクメール語に訳されており、ラジオ・新聞などのメディア報道や、NGO 関係者が自称する際に、その用語が頻繁に使われていた。先行研究によれば、この用語は、1991年の和平協定締結以降に導入されたものだと考えられているが、語源や用語の使われ方について体系的に説明した研究は不在のままである。また、カンボジアでは NGO に類似する団体を指す用語として、協会(サマーコム/Associations)が使われている。NGO と協会は、活動上にほとんど違いはなく、「協会」という名前の団体でも「NGO」と自称することがあり、実質的にはほぼ区別がない。ただし、2011年12月時点で公開された「NGO・協会に関する法案」においては、国内 NGO と協会は若干区別されている。

(2) NGO · 協会をとりまく環境

1991年の和平協定締結によって、カンボジアに対する国際社会からの開発援助が開始されると、カンボジア人による NGO・協会の数や分野が増加した。内務省の統計では、1994~2007年までに同省に登録した NGO・協会の総数は1996団体にものぼった。NGO や協会の登録機関となっていた内務省は、1994年7月、NGO と協会の登録に関する布告を発布した。同布告の発布以降、カンボジア政府は NGO・協会に関する法律が必要だと主張し、同法案の協議が続いていたが、円滑には進んでいなかった。しかし、2008年以降、同法案の策定が急速に進んだ。その背景には、2008年7月の第4期国民議会選挙に与党が大勝し、同年9月の組閣において、第2次四辺形戦略と題する国家計画のなかで、同法案を任期中に制定すると首相が発表したことが挙げられる。2010年末に同法案が公開されたため、筆者はNGO側の会合に参加して法案の動向調査に努めた。NGO側が一番問題視したのは、カンボジアの団体が内務省に登録することを義務付けることを定めた条項であった。その後も法案の改訂作業が続き、2012年3月の時点でも法案は国会審議には至っていない。

(3) 研究対象の団体概要

本研究の対象は、和平協定締結後にカンボジアで初めて設立された人権 NGO のカンボジア人権開発協会 (The Cambodian Human Rights and Development Association, 以下 ADHOC と表記) である。ADHOC の特徴は、①内戦期にカンボジアに留まったカンボジア人たちによって設立された団体であること、②カンボジア全土(カエプ州を除く)に事務所を構えていること、の 2 点である。和平後に設立された NGO や協会の多くが、難民として海外に渡ったカンボジア人によるものであった一方、ADHOC は内戦期を国内で過ごした人々が中心の団体である。ADHOC の代表が元政治囚であり、自身の投獄経験から人権 NGO を発足させたことはよく知られているが、代表以外の設立当初からの団体スタッフも長く活動を続けている。彼らは ADHOC に参加する前、軍人、教員、警察官、省庁の役人など人によって様々な経歴を持っており、そうした経歴が現在でも全国各地の関係当局との人脈につながっていることが多く、その人脈によって調査地などの活動が円滑に行くことがある。また、ADHOC はカンボジアで唯一全土に事務所を持つ人権 NGO であることから、地方で起きた事件が報道されるとコメントを出したりインタビューを受けたりするなど、情報源としての役割を担っている。

(4) 近年のカンボジアにおける土地紛争の概況

カンボジアの GDP 成長率は、2004 年から 4 年連続で 10%代の成長率を記録し、一人当たりの GDP は、1998 年に 253 米ドル、2004 年に 389 米ドル、2008 年に 739 米ドルにまで増加した。この経済成長の伸びと土地紛争の件数は比例している。ADHOC が受理した土地紛争の訴えの件数は、2001 年に 140 件であったのが、2004 年に 356 件、2006 年には 450 件と急増した。また、ADHOC が 2010 年の土地紛争の傾向をまとめた内部報告書は、同年の傾向として、被害者による抗議行動の増加と急進化を指摘した。同報告書によれば、土地紛争に関する抗議行動の数は 2008 年に 71 件、2009 年に 67 件であったのが、2010 年 10 月までの統計で 145 件にまで増加した。さらに、145 件のうち 6 件は、それまでの抗議行動にはみられなかった国道を封鎖するという強硬的な抗議が発生した。筆者は、ADHOC の調査のなかで、そのような強硬的な抗議現場にも同行することが度々あった。

(5) 土地紛争に対するカンボジア市民社会組織の活動: ADHOC の事例

筆者は対象団体での参与期間中、全国の土地紛争のなかでも政府高官が関係する事例の調査活動に携わった。ADHOCの土地紛争に対する取り組みは、次の6つに分類できる。

①現地調査	土地紛争の背景を調べるため、各州のスタッフが中央事務所のスタッフと協働して、現	
	場の視察、住民や関係当局への聞き取りをする。調査結果として報告書を作成し、	
	ADHOC 内で共有する。	
②モニタリ ング	抗議行動や現場で大きな動きが起こった際の監視活動を意味する。モニタリングで注視	
	するのは、抗議行動の際に人権侵害が起きるかである。具体的には、抗議行動の現場を	
	近い距離で監視し、当局から暴力が行使されていないか、不当な逮捕がないかを監視す	
	る。もし暴力行為が発生した場合、直接は介入せず、写真や動画を撮影し、報告書や声	
	明文を作成して情報をメディアに発信するか、記録として残す。	
③メディア	報告書、声明文、インタビュー、記者会見などを通して、新聞やラジオに情報を提供し	
への発信	たり、意見表明をすること。	
④法的な支	土地紛争において住民が不当に告訴された場合、ADHOCの弁護士が無償で弁護する。	
援	また、裁判所への提出文書や住民たちの声明文の文書作成の補助も行なう。	
⑤当局との	土地紛争において、行政機関や民間企業に住民たちが直接アクセスできない場合、	
直接交渉	ADHOC がそれらの機関に対して直接交渉し、解決を訴える。	
⑥住民との	被害を受けた住民に対する文書作成の補助。住民たちによる抗議行動の際、人道的支援	
関係づくり	として食糧・物資の支援。住民会議への参加など。	

ここでは紙幅の制限から、筆者が調査した土地紛争の全ての事例には言及できないため、一つの土地 紛争の事例における ADHOC の活動についての考察を述べることとする。

カンボジアでは、経済的土地利用権(Economic Land Concession, ELC)に起因する土地紛争が頻発している。ELCとは、商業・開発目的のために、政府が最大で99年間民間企業に土地をリースするものである。2010年2月にコンポン・スプー州で起きた土地紛争は、さとうきびプランテーションと砂糖生産工場建設のためのELCの土地が住民の居住地や田畑を侵食したことが原因であった。このELCを申請した民間企業の代表は、与党の上院議員を務める有力者である。住民たちが連日抗議行動を行なったことでメディアでも大きく取り上げられ、ADHOCを含むいくつかの人権NGOなども住民への支援活動を行なっていた。企業が住民の抗議行動を扇動罪などで提訴したことで、住民が逮捕され、対立状況は長期化していった。ADHOCは、住民を無償で弁護したり、住民の抗議行動の際にはモニタリングに行き、メディアに現地の情報を提供したりするなど、積極的な支援活動を行なった。

この事例は、ADHOC が直接当局と交渉し、事態の進展があったこと、さらに、政府や行政から被害を受けた住民に対して小額でも補償があったことから、ADHOC の活動の成功事例とされている。しかし、住民の土地の登記が完了し、安心してその地に暮らせるようになるという根本的な解決という意味では、ADHOC の活動が有効であったとは言い難い。ただし、筆者は調査に同行したなかで、いったん紛争が表面化し、住民への告訴が相次いだ状況において、住民を無償で弁護し、モニタリングやメディアへの発信を続けた ADHOC の活動は、それ以上の状況の悪化を防いだという点で意義があったと考える。

(6) 今後の研究課題

今後の研究の課題は、次の2点である。第一に、土地紛争に関わるアクターの分析範囲を広げることである。参与観察において筆者はADHOCというNGOの立場として調査に携わっていたため、土地紛争のなかで土地を収用された、あるいはその可能性のある被害者としての人々の視点を十分に捉えきれているとはいえない。人々の視点は一様ではないはずである。筆者は留学中、市民社会組織の活動に対する理解に重きを置いたため、NGOと「人々」の関係性や、その多様な視点を十分に論じる調査はできていない。この点は、博士後期課程での調査時に補っていきたい。

第二に、海外援助機関・ドナーの視点やその影響力についての分析である。先行研究では、カンボジアの市民社会組織は全面的に海外ドナーに依存しているため、ドナーの影響を強く受けていると指摘している。 筆者の管見の限りでは、活動において海外ドナーが直接介入することはなかったが、今後の研究活動においては、市民社会をとりまくアクターの全体像をより包括的に捉えるために、海外ドナーと資金供与を受ける団体との関係性・権力関係を分析の範囲に含めることが肝要だと考える。

【2. 留学全般に関して】

留学全般を通して、まず成果を感じることは現地の言語を習得したことによって得られる情報量が格段に増えたことである。留学生活 1 年目は、多くの時間を言語習得のために費やしたが、その成果は参与観察やインフォーマントへのインタビュー時に強く実感することができた。また、外国人が現地語を話せるというだけで珍しく、現地の人々が興味を示してくれたり、話しかけられたりした経験によって、言語習得が現地の人との関係性を築くにあたって重要なツールであることを再認識させられた。この点で、地域研究者にとって「言語習得」は不可欠であると、自身の経験をもって言うことができる。

2 年間の留学生活は、同志との貴重な出会いももたらしてくれた。筆者の留学中、カンボジア地域研究を 志す学部生や大学院生数名が長期調査で現地に滞在しており、数名で集まって定期的に文献勉強会を開いた り、互いの調査の現状や苦労していることなどを話したりした。専門は異なるが、同じ地域を対象としてい る者同士が集まり、互いの経験を共有しながら切磋琢磨できたことは、大変有意義であった。こうした出会 いは長期留学を通してこそ得られたものであり、改めて長期留学の意義を実感している。

筆者は研究対象である人権 NGO において、約1年間の参与観察を行なった。参与観察は、「論文執筆のための情報収集」に留まらず、地域や研究対象への真の理解という点において、地域研究者の根本的な姿勢を気付かされるものとなった。土地紛争の現場では、住民一NGO一政府一民間企業など様々なセクターの関係者が、それぞれの利益に基づいて行動し、権力闘争を繰り広げる。様々なアクターが関わっているため、全体の権力構造がかなり複雑でありことに加え、各セクターも一枚岩ではない。例えば住民間でも意見や行動が分かれることがあったり、NGO 内でも人によって意見と行動パターンが違ったりするため、そのような単純化できない関係性や構造を、どのように捉えたらよいか悩むことがあった。しかし、この複雑さこそが、長期間の参与観察を経て見えたことであり、換言すれば、留学前の文献調査や短期調査では気づくことができなかったことであった。「現地社会の複雑性」を自身の経験から気付けたことは、地域研究者として幸いであり、同時に、地域研究者の視点として最も重要な部分を再確認させてくれるものとなった。

最後に、この場をお借りして、上述した貴重な経験と気付きを得るきっかけを与えてくださった松下幸之助記念財団の皆さまに、心よりお礼と感謝を申し上げたい。

【写真 1】



プノンペン都、旧国会前広場に集まり、行進をする土地紛争被害者の メンバーたち (出所)筆者撮影(2010年6月15日)

【写真 2】



CPN による行進を防ぐため、配備された軍警察部隊 (出所) 筆者撮影 (2010 年 6 月 15 日)



【写真3】 ELC の土地紛争を起 こした地域。さとう きびプランテーショ ンと労働者たち

(出所) 筆者撮影 (2010年9月8日)



【写真4】 同地域の強制移住に 遭った人々の再定住 地区の家

(出所) 筆者撮影 (2010年7月15日)



【写真 5】 地域住民たちによる大 規模な抗議行動

(出所) ADHOC 撮影 (2010年2月27日)



【写真 6】 コンポン・スプー州裁判 所前で衝突する住民と 警察

(出所) 筆者撮影 (2010年3月24日)



【写真 7】

住民たちに抗議行動を終わらせるよう促す副知事 と、話を聞く住民たち

(出所) 筆者撮影 (2010年3月26日)



【写真 8】

住民約 1,000 人と行政 関係者による土地紛争 解決のための話し合い

(出所) 筆者撮影 (2010年4月20日)



【写真 9】

軍警察が護衛するな か、急きょ開かれた企 業の地域代表と住民と の対話集会

(出所) 筆者撮影 (2010年8月23日)



【写真 10】

住民が事情聴取を受けているのを、コンポン・スプー州裁判所前で待つオームレアン地域住民たち

(出所) ADHOC 撮影 (2010年10月19日)



【写真 11】

企業のブルドーザーが 土地の整地化作業をす るのを防ぐため、集まっ た住民たち

(出所) ADHOC 撮影 (2010 年 12 月 25 日)